

国民健康保険の加入と脱退の手続きについて
 ～こんなときには必ず14日以内に届出が必要です～

国保に加入するとき	
こんなとき	手続きに必要なもの
●他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
●職場の健康保険等でなくなったとき	職場の健康保険でなくなった証明書（資格喪失証明書） ※被扶養者がいない場合は離職票でも可 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
●職場の健康保険等の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書（資格喪失証明書） 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
●子どもが生まれたとき	母子健康手帳 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
●生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの

国保を脱退するとき	
こんなとき	手続きに必要なもの
●他の市町村に転出するとき	国保の保険証 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
●職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険等の両方の保険証（健康保険等が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
●職場の健康保険の被扶養者	世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
●死亡したとき	国保の保険証、死亡を証明するもの 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
●生活保護を受けるようになったとき	国保の保険証、保護開始決定通知書 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの
●一定の障害（65歳以上）により後期高齢者医療の対象となったとき	障害者手帳、国保と後期高齢者医療の両方の保険証 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの

その他	
こんなとき	手続きに必要なもの
●市町村内で住所が変わったとき	国保加入者全員の保険証
●世帯主や氏名が変わったとき	世帯主および異動する方のマイナンバー
●世帯を分けたり、一緒にしとき	窓口に来られた方の本人確認ができるもの
●保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの (使えなくなった保険証)
●修学のため、子どもが他の市町村への転出届をするとき	在学証明書又は学生証 世帯主および異動する方のマイナンバー 窓口に来られた方の本人確認ができるもの

※窓口に来られた方が同じ世帯の方で、顔写真付きの身分証をお持ちの場合はその場で保険証を交付できます。別世帯の方が代理で届出をされた場合、世帯主あてに郵送します。